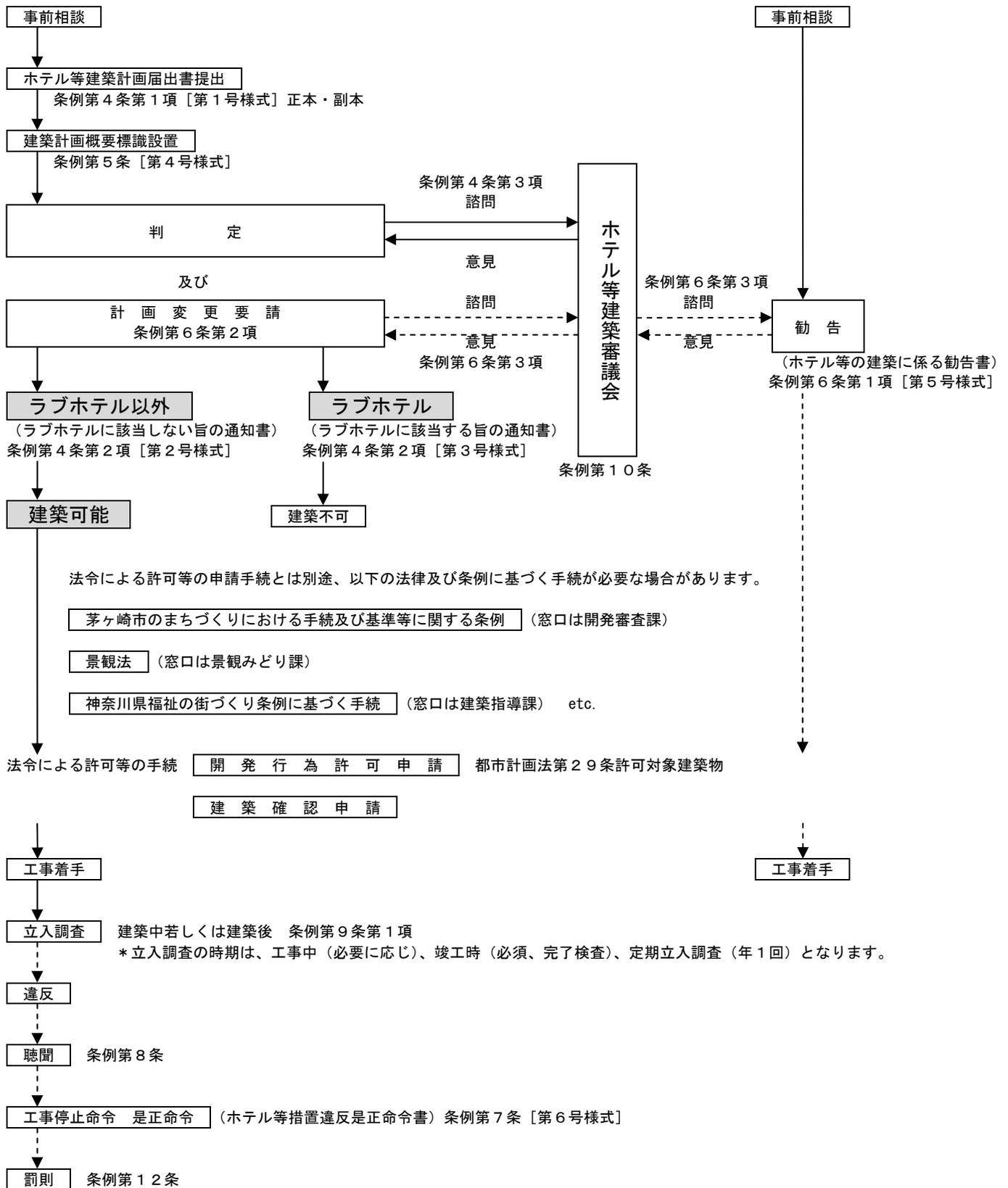


ラブホテル規制条例に基づく手続と流れ

【規制区域内】*①

【規制区域外】*②



- *① 第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域・第一種住居地域・第二種住居地域及び準住居地域を規制区域とする。
- *② 規制区域外であっても、規制区域の地域の境界から50メートル以内の区域及び条例別表第2に掲げる施設の敷地の周囲100メートル以内の区域は規制区域とする。